

屋外附帯施設の手引き

1 駐車場

使用資格

- 公社住宅の入居者、または同居者であること。
- ※一部の駐車場では、時間貸しでの使用や団地外にお住まいの方へ月極契約をしています。
- 家賃・駐車場使用料の滞納がないこと。

使用可能な車

- 自動車検査証の所有者欄及び使用者欄が入居者、または同居者であること。
- (但し、割賦販売及びリースの場合は使用者欄が入居者、または同居者であること。)
- 自動車の大きさは、長さ 500 cm・幅 200 cm 以下であること。(機械式駐車場には別途規格があります。)

使用料及び保証金

- 使用料は担当のセンターにお問い合わせください。(4・5 ページを参照してください。)
- 保証金は使用料の 3 ヶ月分です。

2 駐輪場

- 各団地に駐輪場を設置しています。つねにきちんと整理整頓するよう心掛けましょう。
- ※駐輪場は全戸分のスペースがありません。皆さまよく話し合いをして、不要の自転車又はバイクは処分したり、またきちんと並べて 1 台でも多く収納できるよう工夫してください。

3 公園など

- 団地によっては、お子さまのための砂場や遊戯施設を設置しています。
- ◎小さなお子さまが遊戯施設を使用する際には、一人で遊ぶと危険ですので、必ず保護者の監視のもとで遊ばせてください。
- ◎遊戯施設の本体が腐食して危険な場合や、本体接合部が外れているなど発見した場合は、担当のセンターまで連絡してください。公社で修繕いたします。

4 植 栽

- 樹木の剪定、消毒および除草などは、入居者の皆様の共同負担となります。
- また、植栽の管理を自治会で行っている場合は、次の点に注意してください。
- ◎植栽が人や車の通行および緊急車両等の通行の妨げとならないよう管理してください。
- また、車両の出入口などの見通しが確保できるよう管理してください。
- ◎植栽が団地の敷地外へはみ出さないようにしてください。

5 汚水・排水(雑排水・雨水排水)

排水施設には

- 便所からの污水管
- 台所・浴室などからの雑排水管
- 屋上屋根・ベランダの雨水を集めた雨水管があります。

- 各住戸から排出されたそれぞれの排水は、共用管を通して屋外の桧に集められ、直接下水道管または污水处理施設(浄化槽を含む)で浄化され、最寄りの河川などに放流されています。
- 排水桧は残飯や土が溜まりやすい構造になっています。特に大雨のあとなどは土砂が流れ込み、管を詰まらせる原因になります。また蚊やハエの発生原因にもなりますので、ときどきフタを開け土砂やゴミを引き上げてください。
- 排水管の清掃は定期的に、台所・風呂などの屋内排水管の清掃にあわせて年一回程度専門業者により団地全体で一斉に行ってください。
- 桧のフタには防虫網などで雑物の入らないよう工夫しましょう。